

8 監 第 8 0 号
令和8年9月16日

(請求人あて)

南相馬市監査委員 庄 子 まゆみ

南相馬市監査委員 細 田 廣

住民監査請求について（通知）

令和8年8月13日付けで収受した住民監査請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める請求要件を満たさないものと判断し、本件請求を却下することに決定したので通知します。

第1 請求の内容

1 請求書の収受日

令和8年8月13日

2 請求の内容

請求人から提出された住民監査請求書に記述された請求の内容は、次のとおりであり、原文のまま掲載する。

（1） 南相馬市長は、平成30年6月に国民健康保険制度が県に1本化される改定により、法の根拠を失い廃止された「国民健康保険給付準備基金」の残金約18.9億円を、制度の異なる地方自治法第241条第1項に基づく「国民健康保険事業調整基金条例」を制定し移して、事後の保険税減税等に充てている。

上記残金は、大震災後から平成29年度まで、地方税法第703条の4の規定に「政策的裁量」を加えて課税額を計算し、政府の不当な線引きによる30キロ圏外の被保険者から、過大な保険税を徴収し剰余金を積み立てたものであり、違法かつ極めて不当な経過によるものである。

国保制度の単年度主義の原則を踏まえ、同基金の廃止の時点でそれまでの納税者に返還されるべきであった。

単年度主義による国保会計にはあり得ない巨額な残金を、地方自治法による条例を制定して移すにあたって、必要な要因の確認と市民への説明を怠った事は、30キロ圏外住民を差別し権利を侵害する、極めて不当な処置であった。

- (2) 南相馬市長は、令和 8 年 6 月議会で議決された国保会計補正予算に於いて、「南相馬市国民健康保険事業調整基金」から 2 億 9813 万円取り崩し、内 1 億 9813 万円を減税対策に充てているが、同基金条例第 6 条 (2) の規定に違反している。
- 同基金の処分に当たっては、基金の原資 18.9 億 円が、市内の 30 キロ圏外のみが保険税を納めていたときの積立金ある事を踏まえたものでなければならない。
- (3) 南相馬市長は、南相馬市 30 キロ圏外住民に対する、政府による線引きの差別待遇に加えて、南相馬市による違法かつ過重な保険税負担を強いたことについて、市民に対する説明責任と、関係住民の過重な負担への損失回復の対応を怠っている。
- (4) 南相馬市長は、令和 7 年 9 月議会一般質問進行中の「法的根拠のない、政策的裁量」を加えた課税であったとする答弁を、会議中の不規則発言に応じ、さらに市議会議長の要請により、理由も説明せずに取り消した。
- 取り消しによって「法的根拠」はある事になったが、市民への説明責任と根拠になる法令などの証拠の開示は怠ったままである。
- (5) 「国民健康保険給付準備基金」への異常な基金積立の要因となった「平成 24 年からの前年同一課税」は、「相対的対価関係」に基づく国保会計の「単年度主義の原則」に反した南相馬独自の地税法違反の課税計算によるものである事は、これまでの市議会答弁の経過からも、議会への提出資料、議案説明書等からも明らかである。
- 南相馬市長は「国民健康保険給付準備基金」の残金が、地方税法第 703 条の 4 の規定に反する過大徴収であった事が判明したにもかかわらず、過重な負担を強いられた基金積み立て時の納税者への返還を怠っておるので是正すべきである。

第 2 却下の理由

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、普通地方公共団体の被った損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

また、請求期間について、法第 242 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをする事はできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

本件請求において請求人は、平成 30 年 6 月 27 日に南相馬市国民健康保険給付準備基金条例が廃止され、当該基金に積み立てていた 1,887,045,482 円を、同日新た

に制定した南相馬市国民健康保険事業調整基金条例により設置した同基金に、平成30年7月18日に積み立てたことに対して、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等が発令されず、国民健康保険税の減免対象にならなかった国民健康保険税納税者への不当な賦課・徴収による基金積み立てであったとして、市長は納税者に国民健康保険税を返還することの措置を求めている。このことについては、市が被った損害を補填するための措置には当たらない。

また、請求人が主張している大震災後から平成29年度までの国民健康保険税の賦課・徴収及び基金造成については、1年を経過していることは明らかである。

よって、本件請求は、法第242条第1項及び第2項の所定の要件を満たしておらず不適法である。